

清瀬市道路占用料等徴収条例

昭和 49 年 4 月 1 日

条例第 20 号

改正	昭和 51 年 4 月 1 日 条例第 15 号	昭和 54 年 3 月 28 日 条例第 1 号
	昭和 55 年 6 月 12 日 条例第 16 号	昭和 58 年 3 月 31 日 条例第 3 号
	昭和 61 年 3 月 29 日 条例第 7 号	平成元年 3 月 31 日 条例第 8 号
	平成 4 年 4 月 1 日 条例第 5 号	平成 7 年 3 月 31 日 条例第 9 号
	平成 10 年 3 月 30 日 条例第 15 号	平成 14 年 3 月 28 日 条例第 12 号
	平成 16 年 12 月 27 日 条例第 24 号	

(目的)

第1条 この条例は、道路法(昭和 27 年法律第 180 号。以下「法」という。)第 39 条の規定により、市が徴収する道路の占用料(以下「占用料」という。)並びに法第 73 条の規定により、市が徴収する負担金等に係る延滞金(以下「延滞金」という。)の額及び徴収方法について、定めることを目的とする。

(占用料の額)

第2条 占用料の額は、別表に定めるところにより算出した額とする。

(占用料の減免)

第3条 市長は、次の各号に掲げる占用物件に係るものについて、特に必要があると認める場合においては、占用者の申請により、占用料の額の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 法第 39 条第 2 項ただし書に規定する事業及び地方財政法(昭和 23 年法律第 109 号)第 6 条に規定する公営企業に係るもの
- (2) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設する鉄道施設並びに地方鉄道法(大正 8 年法律第 52 号)第 1 条第 1 項又は第 2 項に規定する地方鉄道及び同条第 3 項に規定する索道で、一般の需用に応じ、旅客又は物品を運送するもの
- (3) 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 11 条第 1 項に規定する都市計画施設
- (4) 公衆が常時無料で道路交通の一環として通行する通路
- (5) 沿道から道路に出入するために設置する通路、その他これに類する施設
- (6) ガス、電気、電話、水道、下水道等の各戸引込管線類
- (7) 祭典その他恒例により設置する施設
- (8) 天災地変その他占用者の責に帰することのできない理由により、占用の目的を遂行することができないと認められるもの
- (9) 前各号のほか、市長が特に必要があると認めるもの

(占用料の徴収方法)

第4条 占用料は、占用の期間(電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成 7 年法律第 39 号)第 10 条、第 11 条第 1 項若しくは第 12 条第 1 項の規定により許可をし、又は同法第 21 条の規定により協議が成立した占用することができる

期間(当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占有することができる期間の末日までの期間)。以下同じ。)に係る分を、占有許可をした日又は占有の協議が成立した日(電線共同溝に係る占有料にあつては、同法第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可をし、又は同法第21条の規定により協議が成立した日(当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日))から1月以内に納入通知書により一括徴収する。

2 市長は、占有料が特に多額であると認める場合又はその他の理由により、占有料が一時に全額納入することが困難であると認める場合においては、前項の規定にかかわらず、占有者の申請により、3回以内に分割して納入させることができる。

3 すでに納入した占有料は、返還しない。ただし、市長が法第71条第2項の規定により道路の占有の許可を取り消した場合においては、当該占有の許可を取り消した日の属する月の翌月以降の分に相当する占有料は、返還する。

(延滞金)

第5条 延滞金は、当該督促に係る負担金等の額が、1,000円以上である場合に徴収するものとし、その額は、納入すべき期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、当該負担金の額に年14.5パーセントの割合を乗じて得た額とする。ただし、延滞金の額が100円未満である場合は、徴収しない。

(委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

2 道路占有料徴収条例(昭和44年清瀬市条例第1号)は、廃止する。

3 この条例の施行の前日までに徴収すべき占有料の額及びその徴収方法については、なお従前の例による。

附 則(昭和51年4月1日条例第15号)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

2 この条例の適用の日の前日までに、この条例による改正前の清瀬市道路占有料等徴収条例(昭和49年清瀬市条例第20号)の規定により徴収するものとされた占有料の額については、なお従前の例による。

附 則(昭和54年3月28日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附 則(昭和55年6月12日条例第16号)

1 この条例は、昭和55年7月1日から施行する。

2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の清瀬市道路占有料等徴収条例(昭和49年清瀬市条例第20号)の規定により徴収するものとされた占有料については、なお従前の例による。

附 則(昭和58年3月31日条例第3号)

1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の清瀬市道路占有料等徴収条例の規定により徴収するものとされた占有料については、なお従前の例による。

附 則(昭和 61 年3月 29 日条例第7号)

- 1 この条例は、昭和 61 年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の清瀬市道路占用料等徴収条例の規定により徴収するものとされた占用料については、なお従前の例による。

附 則(平成元年3月 31 日条例第8号)

- 1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の清瀬市道路占用料等徴収条例の規定により徴収するものとされた占用料については、なお従前の例による。

附 則(平成4年4月1日条例第5号)

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の清瀬市道路占用料等徴収条例の規定により徴収するものとされた占用料については、なお従前の例による。

附 則(平成7年3月 31 日条例第9号)

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の清瀬市道路占用料等徴収条例の規定により徴収するものとされた占用料については、なお従前の例による。

附 則(平成 10 年3月 30 日条例第 15 号)

- 1 この条例は、平成 10 年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の清瀬市道路占用料等徴収条例の規定により徴収するものとされた占用料については、なお従前の例による。

附 則(平成 14 年3月 28 日条例第 12 号)

- 1 この条例は、平成 14 年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の清瀬市道路占用料等徴収条例の規定により徴収するものとされた占用料については、なお従前の例による。

附 則(平成 16 年 12 月 27 日条例第 24 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 17 年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行日の前日までに、この条例により改正される前の清瀬市道路占用料等徴収条例の規定により徴収するものとされた占用料については、なお従前の例による。

別表(第2条関係)

占用物件		占用料	
		単位	金額
法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物	第 1 種電柱	1本につき1年	1,800
	第 2 種電柱		2,880
	第 3 種電柱		3,960
	第 1 種電話柱		1,480
	第 2 種電話柱		2,400
	第 3 種電話柱		3,360

	その他の柱類		140	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	19	
	地下電線その他地下に設ける線類		9	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	1,400	
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	960	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	2,580	
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	8,800	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	2,730	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	93	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		140	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		180	
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		340	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		650	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		930	
	外径が1メートル以上のもの		1,860	
法第32条第1項第3号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	2,240	
法第32条第1項第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	1,980	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額	
		階数が2のもの		
		階数が3以上のもの		
	上空に設ける通路			5,800
	地下に設ける通路			3,530
	その他のもの			2,240

法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	88
	商品置場その他これに類するもの		占用面積1平方メートルにつき1年	8,800
道路法施行令(以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチ式であるものを除く。)		表示面積1平方メートルにつき1年	8,800
	標識		1本につき1年	2,200
	旗ざお及び幕	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートル又は1本につき1日	88
		その他のもの	占用面積1平方メートル又は1本につき1年	8,800
	アーチ式工作物	車道を横断するもの	1基につき1年	88,000
		その他のもの		44,000
令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料置場			占用面積1平方メートルにつき1年	8,800
令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる仮設収容施設			占用面積1平方メートルにつき1年	2,730
令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.006を乗じて得た額
令第7条第8号に掲げる休憩所、給油所及び自動車修理所	上空、トンネルの上又は高架下に設けるもの	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額

	その他のもの	Aに 0.024 を乗じて得た額
--	--------	------------------

備考

- 1 金額の単位は、円とする。
- 2 第1種電柱とは電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 第1種電話柱とは電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 4 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 5 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。ただし、看板で両面を使用するものは、裏面の表示面積については5割減とする。
- 6 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。
- 7 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。
- 8 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割をもつて計算し、さらに1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。
- 9 占用料の額は、占用料の項に定める金額に、占用の期間に相当する期間を占用料の単位の項に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合にあつては、100円)とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、占用料の項に定める金額に各年度における占用の期間に相当する期間を占用料の単位の項に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合にあつては、100円)の合計額とする。